



「中小企業金融の円滑化に関する意見交換会」において挨拶する竹中大臣
(12 月 3 日)
→ [P 9](#) に関連記事



足利銀行新頭取の選任に当たって会見する竹中大臣
(12 月 16 日)
→ [P 2](#)、[P 26](#) に関連記事

目 次

【トピックス】

- 足利銀行に対する預金保険法第 102 条に基づく金融危機に対応するための措置（特別危機管理）の必要性の認定及び同行に対する特別危機管理開始決定等について・・・・・・・・・・ 2
- いわゆる「外国為替証拠金取引」に関する金融庁の取組み
～証券会社の監督上の事務ガイドラインの改正及び取引者への注意喚起等～・・・・・・ 5
- 新しい公認会計士試験の実施について・・・・・・・・・・ 6
- 特別検査フォローアップの結果について・・・・・・・・・・ 7
- 主要行の平成 15 年度中間決算について・・・・・・・・・・ 8
- 「りそなホールディングス・りそな銀行の経営健全化計画の見直し」について・・・・・・・・・・ 8

【ピックアップ：中小企業金融】

- ☆ 「中小企業金融の円滑化に関する意見交換会」の開催について・・・・・・・・・・ 9
- ☆ 金融検査マニュアル別冊「中小企業融資編」等の改訂（案）の公表について・・・・・・・・・・ 9

【海外最新金融事情】

- 証券市場の国際化と IOSCO（証券監督者国際機構）の活動・・・・・・・・・・ 10

【海外通信】

- ドイツ金融庁（Bafin）の設立について・・・・・・・・・・ 14

【金融フロンティア】 金融庁スタッフによる大学経済学部での講義の教室から・・・・・・・・・・ 21

【金融ここが聞きたい！】・・・・・・・・・・ 26

【金融便利帳】

- 今月のキーワード：預金口座・・・・・・・・・・ 29

【お知らせ】・・・・・・・・・・ 31

【11 月の主な報道発表等】・・・・・・・・・・ 32



【トピックス】

足利銀行に対する預金保険法第 102 条に基づく金融危機に対応するための措置（特別危機管理）の必要性の認定及び同行に対する特別危機管理開始決定等について

1．足利銀行に対する預金保険法第 102 条に基づく金融危機に対応するための措置（特別危機管理）の必要性の認定について

足利銀行につきましては、平成 15 年 9 月 2 日から 11 月 11 日まで、15 年 3 月末を基準日とする立入検査を実施し、その資産内容等について実態把握を行い、11 月 27 日に、同行に対し検査結果の通知を行いました。当該検査結果を踏まえた要追加償却・引当額等を前提とすれば、15 年 3 月末時点において同行は▲233 億円の債務超過となっていたと見込まれました。

同行に対しては、同日、当該検査結果を踏まえた 15 年 9 月末時点の財務状況等について、銀行法第 24 条に基づき報告を求めているところ、11 月 29 日、同行から金融庁に対して、平成 15 年 9 月期決算において▲1,023 億円の債務超過となる旨の報告があり、併せて、預金保険法第 74 条第 5 項に基づき、「その財産をもって債務を完済することができず、その業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがある」旨の申出がありました。

かかる状況を踏まえ、同日、金融危機対応会議が開催され、同会議での議を経て、足利銀行について預金保険法第 102 条第 1 項の第 3 号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われました。また同時に、預金保険機構が同行の株式を取得することの決定（特別危機管理開始決定）が行われました。

同行については、栃木県を中心とする地域に多数の預金者と中小企業者等の取引先を抱えており、更に同行の規模や、同県における融資比率が極めて高率であることなどから、現在の金融環境の下、地域において同行が果たしている金融機能の維持が必要不可欠であることなどを総合的に勘案し、当該地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずることを回避するため、預金保険法に基づき特別危機管理銀行として一時国有化の措置を講ずることとしたものであります。

足利銀行においては、新経営陣の下で、預金保険機構が 100%株式を所有する特別危機管理銀行として、適切な業務運営を確保しつつ、健全化に向けて経営改革を進めることとなります。また、預金払戻し等業務の継続のため資金が必要な場合には、日本銀行法第 38 条の規定に基づき、日本銀行より供給されます。

こうした枠組みの下で、今回の特別危機管理開始決定後も、足利銀行においては、引き続き通常の営業が行われ、預金等負債については種類を問わず全額保護され、期日通り支障なく支払われます。また、融資面については、年末の金融繁忙期を迎えることにも配慮し、同行において、善意かつ健全な借り手への融資についてきめ細かな対応が図られることとなっております。

2．足利銀行に対する「経営監視チーム」の設置について

特別危機管理開始決定後も、しばらくの間は旧経営陣による経営が継続されることから、新経営陣が選任され経営が安定するまでの間、監督権に基づく経営監視を行うとともに、取締役会等について有効なガバナンスの下で適正な業務運営を確保することを含め、コンプライアンスの維持に万全を期すため、監督・検査部局から構成される「経営監視チーム」を設置しました。

3．足利銀行の特別危機管理開始決定に伴う各省庁等の対応について

足利銀行の特別危機管理開始決定に伴い、同行が業務を行っている地域の経済に対し、不測の悪影響が生じないよう、関係省庁等は 12 月 1 日に関係省庁等連絡会議の準備会合を開催、翌 2 日に第 1 回会合を開催し、総合的かつ機動的な施策の活用について連携を図ることとしました。12 日には第 2 回会合を開催し、セーフティネット貸付・保証の積極的活用等、関係省庁等が中小企業等への資金供給の円滑化や地域の雇用を守るために現時点において講じている施策を取りまとめ、公表したところです。今後も状況に応じ関係省庁等が連携し、適時適切に対応していくこととしております。なお、金融庁の対応は以下のとおりです。

- 特別危機管理開始決定後、直ちに関東財務局長・宇都宮財務事務所長が栃木県知事を訪問し、



栃木県に対し説明、意見交換

- 特別危機管理開始決定当日、足利銀行に対し、(1)預金者及び取引先等との取引において支障が生じないよう万全を期すこと、(2)善意かつ健全な借り手に対して円滑な資金供給を図るよう配慮すること、を含む業務適正化命令を発出
 - 上記業務適正化命令に関し、特に以下の点に留意するよう徹底
 - (1) 融資業務は、担保・保証に過度に依存することなく、個々の債務者の財務状況、収益性、必要資金の資金使途、返済能力など調査の上、適切に行うこと。
 - (2) 債権の管理（担保の確保を含む）・回収にあたっては、回収の確実性や妥当性ならびに収益性等に十分留意し、借入の経緯等を含む個々の債務者の実情に応じたきめ細かな対応に努めること（今般の特別危機管理開始決定に伴い毀損した株式を保有する債務者に対しては特に配慮されたい）。
 - 関東財務局長・宇都宮財務事務所長が地元の政府系金融機関の支店、栃木県銀行協会等の業態別団体・経済団体に対し、中小企業金融の円滑化及び相談体制の充実・強化等の要請（12月1日）
 - 「中小企業金融の円滑化に関する意見交換会」（各業態別の協会長等が出席）の場で、金融担当大臣・副大臣から足利銀行の営業地域における金融の円滑化への配慮を金融機関に要請（12月3日開催）
 - 同趣旨の事務連絡を、金融庁から主要行等に、関東財務局・東北財務局から各金融機関団体を通じ、北関東及び福島県の地域金融機関に発出（12月3日）
 - 足利銀行の第三者割当増資(11年8月31日、14年1月31日)を引き受けた等の債務者について、当該株式の毀損により財務状況が一時的に悪化しても、本業の業況等をきめ細かく検証する等、自己査定における適切な債務者区分を各金融機関に要請（当局検査においても同様に取り扱うこととする）
 - 地域説明会の開催
商工団体の経営指導員、消費生活センターの相談員、市町村の商工・制度融資の担当職員等を対象として、今般の特別危機管理の枠組み、地域金融の円滑化のための施策等に関する地域説明会を開催
- 年内5ヶ所。うち栃木県内で行う4ヶ所は「栃木県金融・経済安定連絡協議会」（財務局、経済産業局、県、商工団体、政府系金融機関など金融・経済に係る機関で構成。12月10日発足）主催の下に実施

4. 足利銀行の新頭取について

特別危機管理銀行の取締役は、預金保険法第114条の規定に基づき、金融庁の指名により預金保険機構が選任できるとされていますが、12月16日、当該手続きを経て、前横浜銀行非常勤取締役の池田憲人氏が、足利銀行の新頭取に就任しました。

5. 今後のスケジュールについて

- (1) 足利銀行は、今後、新経営陣の下で、健全化に向けて経営改革を進め、企業価値の維持・向上を図り、受皿への円滑な移行を目指すこととなりますが、受皿に移行されるまでの間においても、栃木県を中心とした地域金融の円滑化、中小企業等の再生に積極的に取り組んでいくこととなります。
 - (2) 同行は、預金保険法第115条に基づき発出した命令を受けて、以下の内容を盛り込んだ「経営に関する計画」を作成して金融庁に提出することとなります。
- 経営の方針
 - a. 経営の合理化等、健全化に向けて経営改革を進めるとともに、地域金融の円滑化、中小企業等の再生に積極的に取り組むこと
 - b. ガバナンスの強化、透明性の確保を図る観点から、来年6月の定時株主総会終了時に「委員会等設置会社」に移行すること



c. 業務運営の適切性・透明性の確保の観点から、融資、資産処分等の業務の適切性を監査する、法律・会計の専門家からなる「業務監査委員会」を設置すること

○ 抜本的な経営合理化策

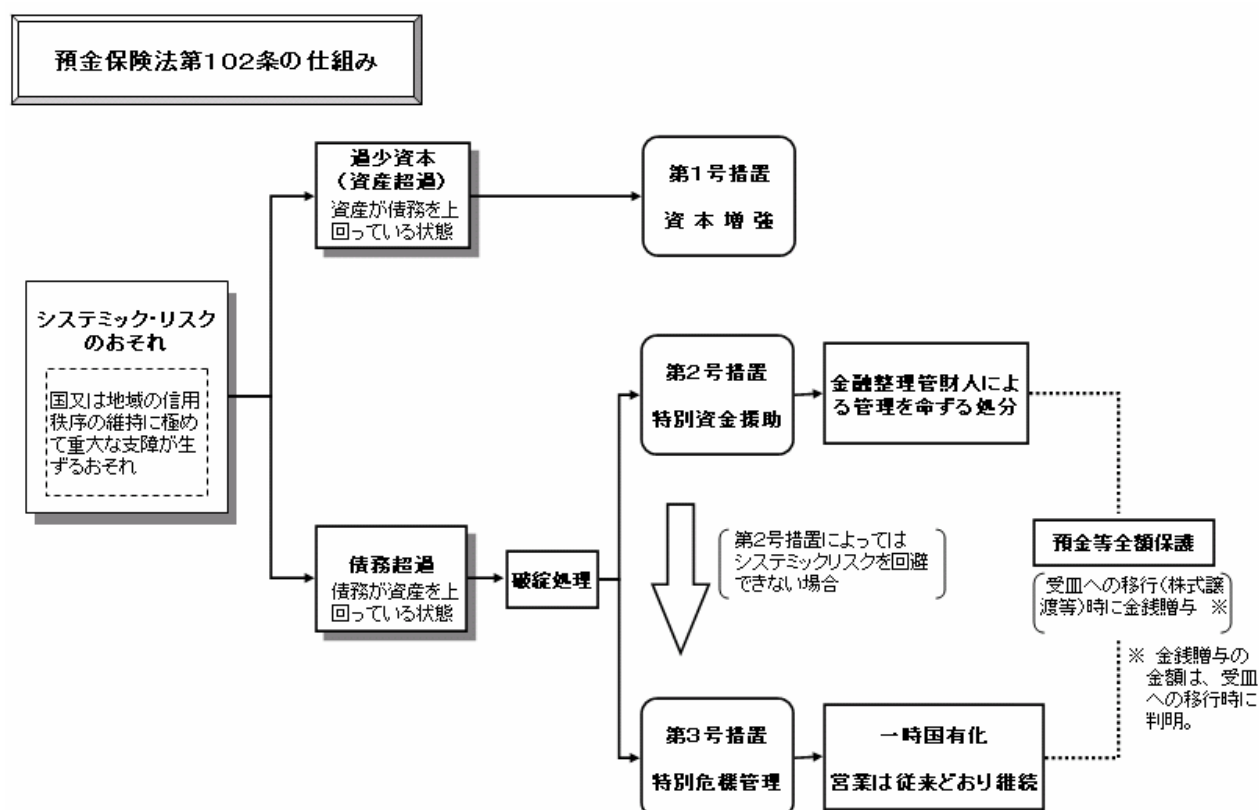
- a. 現行の経営健全化計画を大幅に上回る人員及び人件費の削減、
- b. 営業経費の徹底的な削減、組織のスリム化

○ 経営責任の明確化

弁護士等を委員とする「内部調査委員会」を設置

6. おわりに

金融庁としては、今後とも、金融システムの安定を確保していくとともに、日本銀行とも緊密な連携をとりつつ、預金者の保護、信用秩序の維持に万全を期すこととしております。



※ 本件については、11月29日に内閣総理大臣の談話が公表されていますので、ご覧になりたい方は、首相官邸ホームページの「小泉総理の演説・記者会見等」から[「内閣総理大臣の談話（金融危機対応会議）（H15.11.29）」](#)にアクセスしてください。

※ 第2回金融危機対応会議の議事要旨及び会議資料については、金融庁ホームページの「報道発表など」から[「第2回金融危機対応会議議事用紙及び資料」（平成15年11月29日開催）（平成15年12月25日）」](#)にアクセスしてください。

※ 経営監視チームについてご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「報道発表など」から、[「（株）足利銀行に対する「経営監視チーム」の設置について」（平成15年11月29日）」](#)にアクセスしてください。

※ 当庁がこれまで講じた施策について、詳しくは金融庁ホームページの「報道発表など」から、[「足利銀行の特別危機管理開始決定に伴う金融庁の対応について」（平成15年12月12日）」](#)にアクセスしてください。また、各省庁等がこれまで講じた施策をご覧になりたい方は、内閣官房ホームページから[「足利銀行の特別危機管理開始決定に伴う対応に関する関係省庁等連絡会議」](#)にアクセスしてください。

※ 平成15年11月29日の金融危機対応会議については、アクセスFSA本号の[「金融ここが聞きたい！」](#)もご覧ください。



いわゆる「外国為替証拠金取引」に関する金融庁の取組み

～証券会社の監督上の事務ガイドラインの改正及び取引者への注意喚起等～

いわゆる「外国為替証拠金取引」は、一般には顧客が約定元本の一定率の証拠金を取扱業者へ預託し、差金決済（現物の受渡しを行わず反対売買による差額の授受により決済を行うもの。）による外国為替の売買を行う取引で、取扱業者によっては、「為替保証金取引」などと呼ばれます。

この取引は、金融ビッグバンの一環として行われた外国為替及び外国貿易法の改正により、外国為替取引が自由化されたことを契機に取り扱われるようになったものですが、近年、少額の資金で多額の為替取引を行えることや、為替手数料が比較的安いことなどを理由に、主に個人投資家を対象に、証券会社、商品先物会社及び専業業者等を中心に取扱高が増加し、参入業者も次第に増えてきています。

しかし、少額の資金で多額の取引ができるということは、外国為替相場が自分の想定と逆の方向に変化した場合には、短期間のうちに相当な損失が発生する可能性もあります。このように外国為替証拠金取引はレバレッジの効いた（少額の投資資金で大きな取引を行うこと。結果として大きな損益が発生し得る。）リスクが高い取引と言えますが、近時、取扱業者や取扱高の増加に伴い、業者と顧客との間でトラブルが生じているなどといった問題点を指摘する意見も増えており、社会的な関心も高まっているところです。

こうした現状に鑑み、金融庁としては、外国為替証拠金取引に関して以下のような措置を実施しました。

1．証券会社に関する事務ガイドラインの改正

外国為替証拠金取引の取扱高において一定の規模を占めている証券会社について、投資家に対する勧誘や契約の締結及び履行等に関して一定のルールを示す必要があると考え、今般、証券会社の監督上の事務ガイドライン（証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について）に、証券会社がこの取引を取り扱うに際して留意すべき事項を定めた規定を策定し、12月2日に公表しました。

今回の改正では、投資家保護と取引の公正性確保を実現するために、証券会社が当該商品を取り扱う際のルールとして、例えば、顧客勧誘方針の策定及び公表、顧客に対するリスク説明、カバー取引の速やかな実行、並びに反対売買に関する注文の迅速な履行といった事項を定めています。

なお、この事務ガイドラインは、証券会社の監督上の留意事項を定めたものであり、証券会社がこの商品を取り扱う際には、このルールに沿った取扱いを求められることは勿論ですが、金融庁としては、証券会社のみにとどまらず、それ以外の取扱業者においても、今回公表したルールを意識した顧客対応等がなされ、取扱業者全体として、投資者保護や取引の公正性確保の進展が図られることを期待するところです。

2．取引を行う者への注意喚起

証券会社との取引に限らず、広くこの取引を行う者に対して注意喚起を行うため、本ガイドラインの策定に併せて、この取引を行う場合の、取引内容の十分な理解、取扱業者等に関する情報の入手、取引に内在するリスク等の注意点について整理し、金融庁ホームページにおいて公表しました。

3．金融商品販売法施行令の改正

上記の取組みのほか、証券会社を取り扱うこの取引の実態が、金融デリバティブ取引の一つである「直物為替先渡し取引」に該当すると考えられることから、同様の取引を証券会社以外の業者が取り扱う場合においても、金融商品の販売等に関する法律の対象となるよう、同法施行令の改正を行うことを検討しているところです。



(注)「直物為替先渡取引」とは、「当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引」を言います。

- ※ 証券会社に関する事務ガイドラインの改正については、金融庁ホームページの「報道発表」から「[事務ガイドライン（「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人並びに証券投資顧問業者等の監督等にあたっての留意事項について」）の一部改正について」（平成 15 年 12 月 2 日）](#)」にアクセスしてください。
- ※ 外国為替証拠金取引に関する注意喚起については、金融庁ホームページの「政策ピックアップ」のコーナーから「[いわゆる外国為替証拠金取引について ～取引者への注意喚起～](#)」にアクセスしてください。

新しい公認会計士試験の実施について

平成 15 年 6 月に公布された改正公認会計士法においては、公認会計士監査の充実・強化の観点から、公認会計士監査の担い手である公認会計士試験制度の見直しが大きな柱の一つとなっています。

今般の公認会計士試験制度の見直しにおいては、受験者層の多様化と受験者数の増加を図ることにより一定の資質を有する多様な人材を多数輩出していくことを目指しており、現行の試験体系（3 段階 5 回）の簡素化、試験科目の見直し、試験の一部免除の拡大、実務経験の位置づけの変更などを内容とする改正公認会計士法に基づく新しい公認会計士試験が平成 18 年から実施されることとなっています。

新しい公認会計士試験の大枠は改正公認会計士法に規定されましたが、一定の専門的人材育成の教育課程修了者や一定の実務経験者に対する試験科目の一部免除の具体的な内容や試験実施のあり方、試験科目の試験範囲など試験の具体的実施内容につきましては、政令、内閣府令や試験実施要領などにおいて定めることとされました。

そうしたことから、公認会計士試験制度に関しては金融審議会公認会計士制度部会の「専門的教育課程についてのワーキングチーム」において、公認会計士試験の実施に関しては公認会計士審査会（平成 16 年からは公認会計士・監査審査会に改組）の「新公認会計士試験の実施に係る準備委員会」において検討が行われました。

検討の結果、例えば、検討委員会において、「専門職大学院」で会計分野を中心に展開するもののうち一定の要件を満たしたものについては、短答式試験科目のうち財務会計論、管理会計論、監査論の 3 科目を免除することが適切であるとされ、関係政令の改正が行われました。

また、試験の具体的実施内容については、受験者や関係者の準備を勘案し、準備委員会等での審議結果を踏まえ、できるだけ速やかに決定できるよう検討を行っているところです。

- ※ 報告書等の本文をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「報道発表など」から「[専門職大学院における会計教育と公認会計士試験制度との連携について](#)」（金融審議会公認会計士制度部会専門的教育課程についてのワーキングチーム報告）（平成 15 年 11 月 17 日）及び「[改正公認会計士法における公認会計士試験の実施について（案）の公表について](#)」（平成 15 年 12 月 1 日）にアクセスしてください。



特別検査フォローアップの結果について

1. はじめに

金融庁は、15 年 9 月期を対象として、主要行に対する特別検査フォローアップを実施し、その結果を取りまとめ、11 月 14 日に公表しました。

2. 特別検査フォローアップの内容

- (1) 特徴：今回の特別検査フォローアップにおいては、主要行 11 行に対して、15 年 3 月期の特別検査と同じ対象債務者を対象として、15 年 9 月期について 3 月期と同様の検証を行いました。
- (2) 検証方法：これまでの特別検査と同様、メイン行において検証を行い、直近の企業業績等をリアルタイムに反映した適正な債務者区分の確保を図りました。その過程において、再建計画を有する債務者については、再建計画検証チームと特別検査班が連携して再建計画の検証を行い、その結果を踏まえて債務者区分を判定しています。

3. 特別検査フォローアップの結果

今回の特別検査フォローアップ結果により、以下のような実態が明らかとなったものと考えています。また、これらの結果は 15 年 9 月期中間決算に反映されたものと考えています。

- (1) 大口債務者について、事業再生に向けた取組が進捗しているものと、企業実態の悪化が進んでいるものとの二極化が進行しているものと考えられます。

- a. 特別検査等による資産査定の厳格化や事業再生に向けた環境・制度整備などを受けて再建計画を策定・実施するなどして、事業再生への道筋に乗っているものが相当数あります。今回上位遷移した 6 先や、債務者区分が変更しなかった 131 先のうち相当数について、こうした動きが見受けられます。
- b. 他方、再建計画の策定・実施にもかかわらず事業の回復につながっていないものなどもあり、今回下位遷移した 24 先のうち、相当数がこうした先であると考えられます。また、下位遷移した 24 先中破綻懸念先以下となったものが、3 月期に比べて相当増加しています。

産業別に見ると、4 業種（建設業、不動産業、卸小売業及びその他金融）が、下位遷移先の 9 割近くを占めており、4 業種の問題は引き続き深刻であると考えられます。

なお、下位遷移した 24 先のうち相当数については、再建計画検証チームが直接、再建計画の妥当性などについて検証を行っており、これら全てについて計画の妥当性を否定しています。

- c. また、銀行の対応として、こうした企業実態の悪化を受けて、銀行の経営方針として自ら早期処理へ向けた取組みを決定する事例も見受けられます。

- (2) 今回、下位遷移した先がかなりの数となったにもかかわらず、集計ベースでの当期の不良債権処分損は減少しています（15 年 3 月期 1.3 兆円→15 年 9 月期 0.9 兆円）。これは、主要行の一般的な傾向として 15 年 3 月期までに引当の水準がある程度高くなってきていることの現れであると考えられます。

主要行について集計ベースで見れば、不良債権処理が銀行の財務に負担を与える度合いは低下してきており、不良債権処理に対する財源面での手当てが進展していると推察されます（これまでに、特別検査の対象先だけで、約 4 兆円の不良債権処理を実施しています）。

なお、要管理先となった 48 先の引当率は 40%となっており、要管理先に対する引当率は、引き続き高い水準で推移しているものと考えられます。

※ 特別検査フォローアップの結果について、詳しくは金融庁ホームページの「報道発表など」から「[特別検査フォローアップの結果について](#)」（平成 15 年 11 月 14 日）にアクセスしてください。



主要行の平成 15 年度中間決算について

主要行は、去る 11 月 25 日に中間決算短信を発表しました。それを受けて、金融庁では、主要行が発表した中間決算の計数等を集計し、同日、公表しました。

以下、主要行の平成 15 年度中間決算の概要について、簡単に説明します。

1. 主要行の中間決算（りそな銀行を除く）

実質業務純益は 1.9 兆円となりましたが、不良債権処分損は、不良債権処理が進展していることを受けて 0.6 兆円となり、株式等関係損益は、株価の回復を受けて 0.2 兆円となりました。

この結果、経常利益・当期利益は、りそな銀行を除き全行黒字となり、経常利益 1.2 兆円、当期利益 1.1 兆円となりました。

今般の決算においては、不良債権処分損が減少したこと及び株価の回復を受けたこと等から、経常利益、当期利益が前年同期と比べ増加しています。

2. 主要行の不良債権処理の進捗状況

不良債権（金融再生法開示債権）残高は、全体で 17.5 兆円となり、対 15 年 3 月期に比べて 13.8%減少しました。特に、破綻懸念先以下については、対 15 年 3 月期に比べ 4.7%減の 8.3 兆円となった一方、要管理債権については、対 15 年 3 月期に比べ 20.9%減の 9.1 兆円となりました。

この結果、不良債権比率は、15 年 3 月期の 7.2%から 0.7%減の 6.5%となりました。平成 14 年 10 月 30 日に公表した金融再生プログラムにおいて、「平成 16 年度には、主要行の不良債権比率を現状の半分程度に低下させる」という目標を掲げておりましたが、この目標の達成に向けて順調に進捗していると考えています。

※ 主要行の平成 15 年度決算の計数等については、金融庁ホームページの「報道発表など」から [「主要行の平成 15 年度中間決算について《速報ベース》」（平成 15 年 11 月 25 日）](#) にもアクセスしてください。

「りそなホールディングス・りそな銀行の経営健全化計画の見直し」について

りそな銀行は、平成 15 年 5 月、預金保険法第 102 条第 1 項に基づき資本増強の申込みを行うとともに、6 月にりそなホールディングスと連名で「経営の健全化のための計画」を提出・公表していましたが、この計画では、新経営陣の下で、経営理念、ビジネスモデル、経営の数値目標等を改めて策定し、これに伴い経営健全化計画についても見直しを行うこととしていました。

これを受け、去る 11 月 14 日、りそなグループの「集中再生期間」と位置付けている 17 年 3 月期までに実施する施策についての方向性が固まったことから、新しい経営健全化計画が提出・公表されました。

なお、集中再生期間後の新たな収益モデルを含んだ経営健全化計画は来年の中間決算公表時を目途に策定する予定とされています。

※ 経営健全化計画の本文をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「報道発表など」から [「経営健全化計画の見直しについて」（平成 15 年 11 月 14 日）](#) にアクセスしてください。



【ピックアップ：中小企業金融】

「中小企業金融の円滑化に関する意見交換会」の開催について

去る 12 月 3 日（水）に、金融機関代表者、関係省庁等を集め、「中小企業金融の円滑化に関する意見交換会」を開催しました。

本会合では、年末の資金需要期を迎えることを踏まえ、竹中金融担当大臣から金融機関代表者に対して、健全な中小企業に対する資金供給の円滑化には格別の配慮をするよう要請するとともに中小企業金融の実態認識について意見交換を行いました。

その際、竹中金融担当大臣から金融機関代表者に対して、融資取引に際して顧客に対して十分に説明を行うことや担保・保証に過度に依存しない融資について積極的に取り組むことなどを要請しました。

また、今回は特に、足利銀行が業務を行っている地域における資金供給の円滑化についても格別の配慮を要請しました。

<意見交換会参加機関等>

全国銀行協会、社団法人 全国地方銀行協会、社団法人 信託協会、社団法人 第二地方銀行協会、社団法人 全国信用金庫協会、社団法人 全国信用組合中央協会、社団法人 全国労働金庫協会、農林中央金庫、日本政策投資銀行、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、中小企業総合事業団、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫、社団法人 全国信用保証協会連合会

金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕等の改訂(案)の公表について

金融庁検査局では、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」において、「中小企業の実態に即した検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の改訂」が盛り込まれたことから、本年 10 月に「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕改訂検討会（PT）」を設置し、これまで 7 回に及ぶ検討を行い、改訂案を取りまとめました。

なお、今回の改訂に併せて、現行の会計ルールを反映させる等、金融検査マニュアル等について所要の改訂を行うこととしています。

今後、当該別冊等については、内容を確定のうえ、検査官宛の通達として発出することを予定しておりますが、それに先立ち、改訂案について広くご意見を募集することとし、12 月 22 日にホームページに掲載しました。

※ 「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」改訂案については、金融庁のホームページの「パブリック・コメント」から[「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕等の改訂\(案\)について」](#)にアクセスしてください。また、「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」の基本的考え方等について、詳しくは金融庁ホームページの「政策ピックアップ」のコーナーにある「中小企業金融特集」の[「金融検査マニュアル別冊\(中小企業融資編\)」](#)にアクセスしてください。



【海外最新金融事情】

証券市場の国際化と I O S C O（証券監督者国際機構）の活動

金融庁総務企画局国際課企画官

松 尾 直 彦

1980 年代末以降、日本の**証券取引・証券市場の国際化**が大きく進展してきています。最近の状況をみても、日本の取引所（東証・大証・名証）の株式売買代金に占める外国人の割合は 2002 年（平成 14 年）に 31.7%（1992 年（平成 4 年）は 16.5%）、全国の上場企業に占める外国人の株式保有比率は 2002 年に 17.7%（1992 年は 6.3%）に達しています。また、多数の外国証券会社や投資信託委託会社などが日本で活発に活動しています。

こうした証券市場の国際化は、日本に限らず、世界の証券市場に共通する動きとなっています。このため、世界の証券規制当局が参加する国際的な機構である「**証券監督者国際機構（IOSCO：International Organization of Securities Commissions）**」の役割が一層重要となってきました（通常「イオスコ」と呼ばれます）。本年は、IOSCO が世界的な機構になった 1983 年から 20 周年に当たります。本稿では、最近の IOSCO の活動などについて紹介します。なお、文中意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

※ IOSCO の沿革・組織・原則などについては、金融庁のホームページの「インフォメーション」のコーナーにある「国際機関関連情報」から「[証券監督者国際機構（IOSCO）](http://www.iosco.org/)」にアクセスしていただくか、IOSCO のホームページ（<http://www.iosco.org/>）をご参照下さい。

1. IOSCO はどのような活動をしているのか

IOSCO は、証券市場の国際化に伴う諸問題などについて、各国・地域の証券規制当局が規制の調和などについて議論し、情報交換や協力を行う場です。

第 1 に、IOSCO は、これまで証券規制・監督に関する様々な**原則**を定めてきています。「**証券規制の目的と原則**」（1998 年 9 月）や「**証券決済システムのための勧告**」（2001 年 11 月）がその代表例です。これらは、証券規制に関する国際的基準として、IMF（国際通貨基金）と世界銀行が各国の金融セクターの評価を行う（「**金融セクター評価プログラム（FSAP）**」）際の基準の 1 つに位置付けられています。ちなみに、本年 9 月に IMF が日本を対象とする FSAP の結果をとりまとめて公表した「**金融システム安定性評価（FSSA）**」報告書では、日本の証券セクターにおけるこれら原則の実施状況について、概ね良好な評価が与えられています。

第 2 に、IOSCO は、各証券規制当局間の**協力**や**情報交換**を促進しています。最近の例としては、2001 年 9 月の米国同時多発テロ事件を受けて、2002 年 5 月には証券分野の情報交換を国際的に行うための枠組み（**多国間 MOU**）に合意しています。



【IOSCOが原則を策定する流れ】

- IOSCOの活動の中心は、主要先進国・地域の証券規制当局から構成される「専門委員会」です。メンバーは、日、米、英、仏、独、伊、加、蘭、スペイン、スイス、豪、香港、メキシコの13か国・地域の15機関です。
- IOSCOの原則は、専門委員会の下部機関において策定作業が行われます。通常、主要先進国・地域の証券規制の調査 原則素案の作成 議論 原則策定の流れとなります。
- 議論に際しては、積極的に発言すること、自国の利益の観点のみならずIOSCO全体の観点（より良い原則の策定）から発言すると、尊重されるように思われます。
- 例えば、ヨーロッパのある国の証券規制当局者は、その長いIOSCO活動歴（IOSCOにおける有名人）と豊富な知識・経験から、発言内容が尊重されています。

2. IOSCOは最近の企業会計不正問題にどのような対応をしたのか

米国における2001年末の**企業会計不正事件**（エンロン社やワールドコム社などの破綻）や年7月末の**企業会計改革法（サーベーンズ＝オクスリー法）**の成立を契機として、グローバルな証券市場の基盤にかかわる諸問題が、国際的な課題として議論されてきています。具体的には、**コーポレート・ガバナンスの強化**、**会計事務所の独立性と監督の強化**、**ディスクロージャーの強化**、**証券アナリストの利益相反の抑制**、**信用格付機関の活動**などです。こうした課題は、本年6月の仏エヴィアン・サミットでも取り上げられています。

今回の国際的な動きの特徴は、世界の主要証券市場（日・米・EUなど）において、こうした課題について、ほぼ同時並行的に改革の取組みが行われたことです。例えば、日本では、金融庁が昨年8月に「**証券市場の改革促進プログラム**」を公表し、本年5月末に**公認会計士法の改正法**が成立するなど、着実に改革が実施されています。

IOSCOでも、これらの課題について、次のような原則を策定し、メンバーに証券規制に関する指針（ガイダンス）を示しています。

- 「上場企業による継続開示及び重要事項の報告に関する原則」（2002年10月）
- 「監査人の独立性及びそのモニタリングにおける企業統治の役割に関する原則」（同）
- 「監査人の監督に関する原則」（同）
- 「信用格付機関の活動に関する原則」（2003年9月）
- 「セルサイド証券アナリストの利益相反に対処するための原則」（同）

【IOSCOと他の国際的機構との協力】

- 金融機関のコングロマリット化（銀行・証券・保険にまたがる相当規模の金融サービスを提供）に伴い、IOSCOが他の国際的機構と協力する場面が増えています。
- 例えば、1996年5月には、監督当局間の協力強化に関するバーゼル銀行監督委員会との共同報告書を公表しています。最近でも、「信用格付機関の活動に関する原則」のとりまとめに当たり、BIS規制見直しにおいて外部信用格付機関制度を導入予定のバーゼル銀行監督委員会と対話をしています。
- また、IOSCOは、バーゼル銀行監督委員会やIAIS（保険監督者国際機構）とともに、銀行・証券・保険の各分野に共通する監督上の諸問題を検討する合同会合である「ジョイント・フォーラム」に参加しています。

3. 日本がIOSCOの活動に参画することにどのような意義があるのか

日本は、1988年（昭和63年）以来、IOSCOのメンバー（現在は金融庁が普通会員、証券取引等監視委員会などが準会員）として、IOSCOの活動に積極的に参画しています。日本がIOSCOの活動に参画することにはどのような意義があるのでしょうか。



【金融庁などのIOSCOへの積極的参画（例）】

- 金融庁は、証券取引等監視委員会と分担して、専門委員会やその下部機関をはじめ、IOSCOの主要な委員会すべてのメンバーになっています。
- 金融庁（金井前国際課企画官）は、「証券アナリストに関するプロジェクト・チーム」（2001年3月～2003年2月）の議長を務めました。
- 金融庁（筆者）は、2003年10月に韓国ソウルで開催された第28回IOSCO年次総会の公開パネルの1つ（信用格付機関の規制）に、パネリストとして参加しました。

第1に、証券取引・証券市場の国際化が進展する中、日本の証券制度・規制を国際的に調和のとれたものにする上で、IOSCOが策定する原則が有用であるという意義があります。

IOSCOによる原則の策定を契機として、証券取引法が改正された場合もこれまでみられます。例えば、証券業者に関する「7つの行為規範原則」（誠実・公平など）の採択（1990年11月）を契機とした改正、「協力についての決議」（1989年6月）を契機とした改正（外国証券規制当局に対する調査協力）があります。また、最近でも、今回の公認会計士法改正による監査法人などに対する監視・監査体制の強化は、米国の企業会計改革法やIOSCOの「監査人の監督に関する原則」などの国際的な動向も踏まえたものです。現在も、IOSCOの証券アナリストに関する原則を踏まえて、証券会社などに対する自主規制機関である日本証券業協会において、現行の自主規制の見直し作業が行われています。

第2に、IOSCOが策定する原則に日本の証券制度・規制を一定程度反映させることができるという意義があります。この場合、IOSCOのメンバーは世界105か国・地域（2003年11月末）に及ぶため、日本の制度・規制が国際的な影響を及ぼす可能性があることになります。

例えば、昨年10月に公表された監査人監督原則が日本の監査人監督制度を反映したものとされているほか、継続開示原則において日本の継続開示制度が国際的なアプローチの1類型として取り上げられています。また、専門委員会の下部機関（第1常設委員会）では、国際会計基準審議会（IASB）の動きや国際会計基準（IAS）の内容について検討していますが、IOSCOとしてのコメントを出す場合に、日本の意見ができるだけ反映されるように努めています。

【IOSCOの意思決定の方法】

- IOSCOが原則策定などを行う際の意思決定は、原則として全員一致（コンセンサス）方式ですが、現実には少数意見が反映されとは限りません。したがって、議論に際しては、同じ意見のメンバーがいるかどうか 중요합니다。
- 国別の経済力や証券市場の規模では、米国が第1位、日本が第2位ですが、最近の特徴として、国数の上では一大勢力であるヨーロッパ勢の声も、2005年のEU域内金融市場統合を目指して証券規制の統一化が進められる中で、まとまりつつあることがあります。こうした状況の下、証券取引法の体系に類似性のある日米の連携などが重要になります。

第3に、IOSCOを通じた世界各国・地域の証券規制当局のネットワークが有用であるという意義があります。

例えば、2001年9月11日の米国同時多発事件の発生直後に、IOSCOネットワークを活用して、主要国・地域の証券市場に関する対応状況について連絡・情報交換を行いました。本年3月のイラクに対する武力行使に際しても同様です。

また、IOSCOのネットワークは、2国間の問題に対応する場合にも有用です。例えば、金融庁では、昨年夏以来、米国の企業会計改革法の問題に対応するため、米国SEC（証券取引委員会）と建設的な対話を重ねてきていますが、これについても、IOSCOの会合の際に米国SECの国際担当委員や国際部長などとお会いすることが多いことが寄与していると思われます。実際、IOSCOの会合は、外国証券規制当局の関係者と意見交換・情報交換をする絶好の機会を提供しています。



さらに、吉野金融研究研修センター長の指摘のとおり、金融庁にとって、海外への情報発信の促進が重要な課題ですが、IOSCOの場などを通じて、日本の証券市場改革の取組みなどを世界に情報発信しています。

【IOSCOの広報重視戦略】

- IOSCOは、最近、IOSCOの国際的プレゼンスを向上させる観点から、広報活動を重視しています。
- このため、IOSCOの原則（案）のパブリック・コメントの増加、証券関係者との対話の促進などの取組みが行われることになっています。
- また、2004 年秋には、米国ニューヨークで国際会合（コンファレンス）を開催することが計画されています。

4．おわりに

以上のとおり、証券取引・証券市場の国際化が一層進む中で、IOSCOの役割はますます重要となります。今後とも、IOSCOの活動に積極的に参画していく考えです。これまでは、専門委員会など主要先進国・地域との関係が中心になってきていますが、今後の課題として、アジア地域との関係の強化があります。来年2月にニュージーランドで開催されるIOSCOの「**アジア太平洋地域会合（APRC）**」などにおいて努力したいと考えています。

（文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解である）



ドイツ金融庁（Bafin）の設立について

在独大使館二等書記官

八 幡 道 典

1．はじめに

ドイツの金融庁（Bafin）の発足（2002 年 5 月）から約 1 年半が経過した。図らずも、我が国での金融庁発足とタイミングがよく似ているため、「ドイツの」という文言を付けなければ、どちらの話か混同しかねないのではなかろうか。

我が国に次ぐ世界第 3 位の経済規模を持ち、ドイツ銀行を始めとする世界有数の金融機関を有するドイツという国の経済的位置付けに比べると、ドイツでも日本と時期をほぼ同じくして金融庁が発足したという事実については我が国では意外なほど知られていないのではないかと思われる。本稿では、あまり専門的、政策的な観点からではなく、ドイツでの金融庁発足前後の動きに視点を置き、新金融庁の方々から行ったヒアリングを下に、私見も踏まえつつ、その発足の背景及び現状等について、概観してみたい。



ボンの新金融庁(旧財務省)

なお、ドイツ「金融庁」の名称について、日本の当局では「金融監督庁」という訳をあてている。これは、Bafin(Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht)の日本語訳としても、また実態としてドイツの金融庁には企画立案部局がないこと（連邦財務省の金融担当局に存在する）や後に述べるように「検査」部局がないこと等から、その方が正確なのであるが、今回ヒアリングに応じてくれたある課長（彼は、我が国では過去、金融監督庁から金融庁に衣替えしたことを知っている）が、ドイツも「金融庁」という名称を（少なくとも将来的には）与えられたいと述べておられたことを尊重して、本稿においては金融庁と統一することとする。

2．金融庁発足までの状況

（1）3つの監督庁の存在

現在の金融庁が活動を開始したのは 2002 年 5 月であるが、従前の金融監督行政は、連邦銀行監督庁、連邦保険監督庁、連邦証券取引監督庁という 3 つの機関によって担われていた。これらは、いずれも連邦財務省の傘下（主管大臣が財務大臣）にあり、その名称だけを見ると各々が同じような位置付けの官庁のように見える。しかし、その生い立ちやそもそもの目的・機能は、それぞれかなり異なったものであったようである（少なくとも各官庁の役人の認識にはそういう傾向があるように思われる。）なお、金融監督を行うという意味では、ドイツでは後に触れるように中央銀行であるドイツ連邦銀行（以下「連銀」）や州中央銀行等も重要な役割を担っており、あくまでも連邦政府の行政機関という意味で 3 つの機関によって担われたということである。



(2) 銀行監督庁

まず、銀行監督庁であるが、この前身は 1929 年の世界大恐慌の影響を受けて発生したドイツ国内の銀行危機（1931 年）を背景に設立されており、第 2 次大戦後の占領政策とともに、一度解体されている。その後長らく統一的な銀行監督機関が欠如したまま時が経過したが、連邦レベルでの包括的な監督組織を持つべきとの議論は 1950 年頃より始まっており、1961 年になってようやく改めて設立にこぎつけることとなった。機関の設置場所としては、主として当時の政治的意向によりベルリンが選ばれた（東西ドイツ統一後、首都がベルリンに定められ、政府機関がボンから移転するのと丁度反対に、これまた政治的配慮によって 2000 年にボンへ移転した）。設立の発端が銀行危機にあったことから考えると当然であるが、そもそもの設立の目的としては金融システムの安定を念頭においた監督機関であったと言える。

(3) 保険監督庁

次に、保険監督庁であるが、実はこの官庁の設立が最も古く、既に 1902 年からベルリンにおいて、皇帝直属の機関として活動を開始している。建物も戦争による被害を乗り越え、1905 年以降、2000 年に銀行監督庁と同様にボンに移転することになるまでの間、同じものが使用されていた。この機関の設立時の位置付けは、「消費者保護官庁」としてのそれであり、この点（上記銀行監督庁と設立当初の目的が異なること）については、その後の金融庁の統合に際しての議論においては、統合反対の強い論拠となったほど、いわば「由緒正しき」ものとの認識がある。もちろん、今でこそ保険会社の破綻は保険契約者の保護だけが問題なのではなく、金融システムそのものの危機にもつながりかねないということは認識されているところであるが（それゆえ銀行監督と同様の目的があることを疑う余地はなく、他方、今や銀行監督に預金者保護（つまり消費者保護）の側面があるのも当然である）、統合の議論に当たっては、統合不可を主張する有識者の中に、歴史的背景として保険監督とは保険契約者保護が最大の目的であるからと声高に主張する者が多かったという事実は興味深い。なお、保険監督庁も、当然戦後の占領統治を経験するわけであるが、この点についても銀行監督庁とは運命を異にしており、「解体」を免れ、基本的には戦前の形態を維持した。

(4) 証券取引監督庁

証券取引監督庁については、これは更に上記 2 つの機関とはイメージが異なっている。この監督庁は、1994 年のいわゆる第 2 次資本市場振興法の一環として設置が決定されたものであり、1995 年から活動を開始した最も新しい機関である。同法のそもそもの目的がドイツにおける株式市場のインフラ整備という点にあり、この時新たに制定された証券取引法の中に、インサイダー取引規制の導入などとともに本機関の設置が規定された。また、場所は、証券取引の中心という意味で自明のこととしてフランクフルトに設置されることとなり、上記の 2 機関とは場所的にも別になることとなった。設置時期や目的からも十分推測できることであるが、金融機関の活動がグローバルなものとなってきた時期であり、いわば必然的にアングロサクソン系な金融及び金融監督行政の影響を大きく受けた機関であったと言える。

< 3 監督庁の性質の違い >

以上、新金融庁を構成する旧 3 監督庁の生い立ちを概観してみたが、名称から推測できる以上に異質な組織が統合されたということが分かるのではなかろうか。

ここで、このような各機関の違いをよく表していると思われる、ある金融庁の課長の喩え話を紹介したい。筆者が何らかの要件で金融庁にアポを申し入れた場合における各旧監督庁ごとの対応という設定である。

まず、その相手方が旧保険監督庁の人である場合である。この場合、多分、窓口担当者は、必ず面会の要件等を正式な文書で郵送により申し入れることを求めるであろう。その後、その窓口担当者から実際の担当課長まで決裁がとられ、場合によっては局長の了解を得た上で、その正式な回答がやはり文書により来るだろう。その間約 1 ヶ月を要する。しかし、彼らは万難を排してアポ日程を確保し、担当課長、時には担当局長が対応する。そして、彼等が行う説明はほぼ 100%信頼を置いてよいものであろう。ただし、「ここだけの話」というような類の話を期待することはできない。

次に、その相手方が旧証券取引監督庁の人であった場合である。この場合、アポ申し込みはメールないしは電



話で十分であり、その依頼を受け取った窓口の人は、必ずしも自分（又はその周辺）が担当であるか否か、またその人の立場・肩書きに関わらず、極めて迅速にアポを受け付けてくれるであろう。ただし、その人とのアポは当日キャンセルされる可能性を十分に念頭に置いておく必要があり、運よく面会が予定通りに実施された場合にも、その回答には、常に「この回答は将来どうなるかは分からない。場合によっては明日変わっているかもしれない」との注意が付されることとなろう。もし相手がその注意を言わない場合でも、自分でそのことに注意しておかねばならない。

さらに、銀行監督庁の場合はどうであるかということであるが、ちなみに、この喩え話を紹介してくれたのが旧銀行監督庁出身の課長であり、彼は旧銀行監督庁がその中間（の良い方だけ）であることを期待すると述べていた。確かに、その時のアポ取り付けは、FAXで行い、その2日後に当課長よりEメールでOKの返事があり、もちろん当日キャンセルされることなく、（この話も含めて）様々な私見も交えた話を聞くことが出来た。彼によると、この話は彼自身の創作ではなく、旧知の経済担当記者が長らく旧3監督庁と接する中で実際に体験した教訓として聞かされたとのことであり、多少なりとも3監督庁を知る筆者からしても、幾分かの誇張はあるとしても大いに納得できる内容である。

3. 金融庁発足への動き

（1）金融監督一元化の議論

これまで述べたとおり、従前は、別々の3機関によって金融の監督行政が担われてきたわけであるが、ドイツでも90年代後半になると、一部で監督行政機関を統合すべきではないかとの議論が見られるようになった（97年の銀行法改正の際に、議論にのぼることがあったようである）。その要因としては、事後的には様々なことが挙げられているが、少なくとも外的な要因として、北欧諸国（ノルウェー、デンマークなど）で80年代後半以降、金融監督行政の一元化の流れが既に始まっていたことのほか、とりわけ1997年に英国においてFSA（金融サービス庁）が設立されたことが刺激となったことは間違いない。

（2）金融監督一元化の意義

こうした諸外国の流れのほかにも、もっと「あるべき論」的な観点からは、以下のような最近の金融情勢、金融機関を巡る状況等の変化が要因に挙げられる。すなわち、

- ・ 銀行業と保険業務等その他業務との間の垣根が次第に崩れつつあること（ドイツでも、例えば保険大手のアリアンツが3大銀行の一つであるドレスナー銀行を傘下に置いた）など、監督機関を別にしておく必然性が薄れてきたこと
- ・ 保険会社、銀行ともに金融システムの一環を担っている組織であること
- ・ ドイツはユニバーサルバンク制度をとっており、そもそも銀行が証券業を兼務しているところであり、銀行監督及び証券取引の監督を分ける必然性がないこと

などの状況に鑑みれば、金融監督を別々の機関によって行うことが必ずしも効率的なものではなく、むしろそのデメリットが現実に目立つようになってきたことが金融監督一元化の意義として挙げられる。

（3）金融監督一元化への動きの本格化

こうした環境の状況の変化を受け、監督行政一元化への動きが本格的になり始めたのは、ドイツにおいては2000年以降のことである。この時期、監督行政一元化という動きは、我が国も含めた言わば世界的流れとも言え、むしろ各国とも既に完了の段階に至っていたわけであり、その意味ではドイツでの議論はかなり「遅まきながら」という感は否めないところである。

また、そうした中でも、更にドイツにおいては、この一元化の議論の中に、世界の流れとはやや異質な議論があったことが注目される。その背景としては、時期を同じくして始まったECB（欧州中央銀行）の設立が関連している。

（4）金融監督を巡る連銀との関係

ドイツにおいては、仮に金融監督を一元化して行うべきであったとしても、その際の一元化のイメージとして、現在のような連邦財務省の下に位置付けられた金融庁の形態が、必ずしも当初から想定され



ていたわけではない。もう一つの有力な案としては、連銀（中央銀行）の下に監督行政を一元化した公社を設置するということが主張されていた。むしろ当初は、後者の考え方の方が有力であったのではないと思われる。

実は、ドイツにおいては、そもそも銀行監督という分野における中央銀行のプレゼンスが大きい。銀行監督庁との関係では、1961年の発足当初より連銀とは監督分野において事実上協同して行っていたところであり、とりわけ銀行監督庁が独自の検査官を有していなかったという点が重要である。それゆえ、銀行監督庁は、連銀及びその傘下の州中央銀行の検査（連銀の検査は外為等の限られた分野を除いて基本的にはオフサイトの検査（書面検査）である）、及び公認会計士への委託を通じて行われた検査を通じて監督任務を行うこととなっており、その意味では、監督行政を統合するに当たっては、もう一つの大きな監督主体である連銀の下に統合するという発想も至極当然なものであったわけである。

しかしながら、この案に対しては、例えば、

- ・ 保険監督庁が金融監督一元化の対象から外れてしまうこと（つまり、銀行監督の「責任者」の一元化にはなるが、金融監督の一元化にはならない。又は論理的には連銀に保険監督の機能を持たせる必要が出てくる。）
- ・ 中央銀行が銀行の監督行政を担うことは、世界の潮流（中央銀行と行政機関の分離）と異なり、実際に金融監督業務と金融政策が相反する場合に、金融政策の独立性が保たれるかという理論上の問題がある

などの慎重な意見も多かったようである。また、政治的な思惑（アイヒェル財務相とウェルテケ連銀総裁の主導権争いの噂）等も絡んで、連銀への統合案に対する支持が広がらなかったという点を指摘する向きもある。

（5）金融庁の発足

このように現在の金融庁が発足するまでは、様々な議論があったわけであるが、最終的には政治的な決断により、世界の多くの国と同様に、銀行、保険、証券の監督行政を一体化した組織を設置し、これを従来通り、連邦財務省の傘下に置くという結論に落ち着くこととなった（法案の閣議決定は2001年8月）。

既述のとおり、法案決定の直前頃までは、連銀を中心とした監督機関設立という考え方が有力と見られていたが、最終的な段階で、財務大臣をはじめとする政治的な巻き返しがあったようである。

4．金融庁発足後の状況

（1）従来との相違

このような紆余曲折の議論を経た後、その後は比較的迅速に準備が進められ、法案成立直後の2002年5月より、現在の金融庁が活動を開始したわけであるが、次に、現在の金融庁がそれまでと比べてどのように変わったのか、あるいは変わっていないのかについて見ていきたい。

（2）金融庁発足により変わった点

a．連邦政府との関係

まず、最も変わった点は、連邦政府との関係である。従前より、旧3監督機関とも連邦政府からの独立性は高いと自認してきたところであるが（確かに連邦財務省と各監督庁間や監督庁相互の人事交流はほとんどなかったようである）、今回の金融庁の発足とともに、より一層その傾向が強くなった。具体的には、組織形態としては、我が国で言うところの独立行政法人としての位置付けに変わったことが重要である。

従来は、例えば銀行監督庁の予算であれば、経費の約1割相当分が連邦予算によって賄われてきたところであった（残りの9割は金融機関が負担）が、新金融庁は、その経費の全てを民間金融機関からの手数料によることとなった。それまで、一部が連邦予算によって賄われることの論拠としては、監督庁が野放図な運営を行うことがないように政府が予算上もコントロールできる体制にしておくという点にあったところであるが、金融庁においては、この思想が大きく転換されたこととなる。



b. Dグループの設置

もう一つ大きな変化としては、これは金融庁設立の大きな理由の一つでもあったことであるが、金融庁の監督能力の質の向上が企図されていることである。デリバティブ等の金融技術が進むにつれ、高度な金融実務や知識を有した者が監督実務にも携わることが要請されるのは各国共通の課題であるが、こうした専門知識を有する者を雇用するためには、それなりの待遇（給与水準）が必要とされるところ、こうした面での柔軟な仕組みが必要との認識があった。

このため、新金融庁には、特にこうした専門知識を有する者で構成される特別な局（Dグループ）が設置されることとなった。この局の者の給与水準は他の職員よりも高く設定されており、概ね金融機関等での経験を有する者が採用されているとのことである。

<某課長の話>

しかしながら、そもそも中途採用が珍しくないドイツ官庁の雇用体系の中では、彼等が特に専門性に優れているか否かの判断は容易ではなく、金融庁プロパーの某課長（自身も最初の就職先は民間銀行で、そこで約7年の勤務の後、当時の銀行監督庁に移った）の話では、偶然、D局の発足と同時に採用された者が不当に好待遇を享受しているのではないかという批判も存在し、必ずしも理屈通りには組織になじんでいない面もあるようである。

c. 横割り部局の設置

また、もう一つ組織として大きく変わった点が挙げられる。これは官民を問わず合併による当然の効果であるが、旧3監督庁を横割りにつなぐ組織が新たに設置されたことである。総務・人事等を担う官房部門（Z局）が当然一つに統合されたことのほか、金融監督という観点からは横割りにした方が効果的な部門、すなわち金融市場全般の問題、消費者保護に関する問題、金融システムの問題等を担当する部局（Q局、我が国金融庁の総務企画局の一部に相当）が新設されることとなった。これにより、旧3監督庁の総人件費を抑制することが期待できるとともに、3つに分立していた際には困難であった業界横断的な事項への対応がより効率的にできるようになった。ただし、発足後、約1年半経過した今までのところは、このQ局の位置付けは極めて重要であるとの認識とは裏腹に、旧3官庁の独立性が高かった代償とも言えるのであるが、Q局への「異動（出向?）」がスムーズにいかないこと、またQ局内で出身元を巡る縄張り争いのような現象が見られることなどの残された課題もあるところである。

(3) 金融庁の今後の課題

a. 金融庁発足後も変わっていない点

上記のように金融庁の発足と同時に改まった点も多々あるが、現実には、発足後もあまり大きく変わったわけではないことも多い。そこで、以下いくつか、発足後もあまり変わっていない点を挙げてみる。

まず、明らかなことは、その所在地である。このことは、変わっていないこと自体に問題があるわけではなく、あくまでも一つの象徴的な意味としての話であるが、金融庁の発足に当たっては、新たな引越はほとんど発生しなかった（「新たな」と書いたのは、既述のとおり銀行監督庁、保険監督庁については2000年にベルリンからのボンへの引越を行っているからであるが、時系列的にも、この引越は統合（金融庁の発足）とは無関係である）。つまり、2002年7月の発足後も、銀行監督部門、保険監督部門はボン、証券取引監督部門はフランクフルトのままであり、このため組織が再編されたという実感はあまりしない。これは、早期の発足を優先し無用な混乱を招かないように配慮したことによるものであるが、統合したという表現とはやや矛盾するイメージは否めない（もっとも、ドイツ政府全体を見れば、ベルリンへの官庁の移転が100%行われたわけではないことから、同じ役所でもベルリン・ボンに分立しているのは全く珍しくことではない）。

それ以上に変わっていないことで問題であるのは、本来ならば統合されるべき部署が実際にはまだ統合されずに、3部門（旧3機関）にそのまま残っているものが多々見られることであろう。もっと言えば、局の数は確かに減っているものの、課レベルでは旧機関のものがほとんどそのまま残



っており、旧監督庁の組織図をもってしても大凡現在の課の検討がついてしまう感じである。これは、もちろん金融庁の機能強化が目的であったことから、結果として組織が拡大する方向にあることは考慮しても、本来の統合のあるべき姿からすると批判されるべきことであろう。本来統合されるべき典型例をあげれば、例えば、各部門のそれぞれに国際課があることである。つまり、新金融庁には3人の（日本で言う）国際課長が存在することになる。現在のところは、早期の統合を優先した結果ということで済まされているが、今後、金融庁運営費用を負担する民間金融機関がこうした状況を許すまいという懸念は、当事者自身が大きく認識しているところであり、今後の課題となる。

b. 連銀・自主規制団体の役割

今後の政策的な課題としては、そもそも統合を目指した最大の理由の一つである監督機能の強化という観点を具体的にどのように実現していくかが重要となる。

連銀の役割については、統合の方法論として当初有力とされた連銀の関与を強化するという方針も、金融庁発足に当たっては、一方で同時に実現されている。すなわち 2002 年の金融庁発足と同じタイミングでドイツ連邦銀行法も改正され、この改正により、連邦銀行が従来から行ってきた銀行監督について、これが法律で連銀の主要任務として明記されることとなった。具体的には、従来は、連銀の行う監督・（オフサイトの）検査による個々の金融機関に対する事実認定が、監督庁の行う処分に対しては参考資料に過ぎないという位置付けであったところが、これ以降は、連銀が行う事実認定が、そのまま金融庁が監督上の措置を行う場合の前提となることとなるなど、連銀の各銀行への監督機能も強化されたこととなっている。

連銀は、ECBの設立と同時に、金融政策の決定という最大の任務をECBに委譲した形となり、従来の最大の任務の一つを失っている。このため、連銀としても、言わば今後の存在意義の一つを、銀行監督機能に求めていることは金融庁設立にいたる頃の議論からも明らかである。

なお、これに関連してドイツの固有の事情として触れておきたいのは、我が国を前提として考えると想像し得ないほど、民間銀行、及びその協会団体（大銀行であればドイツ連邦銀行協会、日本の「全国銀行協会」に相当）自身による検査・監督が厳しく、言わば自前で監督業務を代行しているという事実があることである。ドイツ連邦銀行協会の人が誇らしげに語るところによると、過去、不健全銀行の早期発見ということに関しては、金融庁の監督を通じて発覚したことはほとんどなく、全て彼等（協会）による検査を通じて対応してきたとのことである。この点には、多少誇張もあると思われるが、ドイツにおいては、預金保険制度についても、基本的には民間である協会自身が運営する仕組みにより、他国に比類ないレベルの保障システムを作り上げているという事実もあり、民間銀行自身に、金融システム全体の維持を念頭に置いて行動するという発想が強いという点は真実であろう。

いずれにせよ、金融庁が、今後、その責務をより一層効率的に果たすという観点から監督業務（検査業務を含む）を強化していこうとする場合には、広い意味での監督機関同士である連銀との競争以上に、既存の確固たる民間自前の監督システムとの競争という面も念頭に置くことが必要となり、その意味でもなかなか難しい課題を有していると言えるのではないかと。

5. 最後に

本稿においては、最初にもお断りしたとおりであるが、政策的な中味ではなく、経緯や組織論的な点に視点を置き、金融庁発足までの動き、及び今後の見通しについて概観した。

既に、現在の金融庁の状況に対する筆者の見方は概ね現れていると思うが、これまでのところの筆者の認識としては、金融庁が発足したことによって金融監督行政の分野において大きな変化が生じたという感じはあまり持っていない。それが、最初に述べたドイツで金融庁が発足したという事実自体があまり知られていない理由ではないかと推測している。

しかしながら、今回の発足への動きを見ても、議論が実際に本格的に始まってから、実際に発足に至るまでのスピードは極めて早かったということも事実であり、走りながら考えるスタイルで金融庁自体の改革が現在も進んでいる状況と言えるのではないかと思う。そうした意味では、ドイツの金融庁が、今後、近い将来、本格的な金融庁に生まれ変わる時期も来るのかもしれないと思う。



昨年（2002 年）は、ドイツの金融界は長引く不況の影響もあり、いわゆる不良債権問題や、株価下落による含み損の影響に苦しむという我が国とも似た現象が多く見られたところである。しかしながら、私見では、ドイツの金融機関の多くは、既に今年（2003 年）の状況を見ればその峠を越したようにも思われる。

他方、いずれにせよ、この間大小様々なレベルで金融機関の経営難が生じていることも確かであり、その意味では、ドイツにおいても行政レベルでの適切な金融監督ということの重要度が増しているところである。

実際、単なる（誰が金融監督を担うかという）組織論ではなく、「あるべき論」的な観点から、やはり行政機関たる金融庁の機能が更に強化されることが望ましいという意見も強くなっており、現に昨今の報道で金融庁の活動を目にする機会は以前と比べて格段に増加しているところである（この点が金融庁発足と同時に大きく変わったことの最大のものかもしれない）。

本稿では触れなかったが、欧州レベルでは欧州全体としての銀行監督委員会設置の議論が進んでおり、欧州での銀行監督、金融監督のあり方を巡る議論は、まさに現在進行形である。こうした流れも踏まえ、ドイツの金融庁が今後更にどのように変わっていくのか、どのように機能強化、効率化を進展させていくのかについて、筆者も注目していきたいと考えている。

（文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解である）



【金融フロンティア】

金融庁スタッフによる大学経済学部での講義の教室から

金融庁金融研究研修センター副センター長

金 井 達 也

金融研究研修センターは、毎年夏、新シーズンの初めに1年間の目標を決めますが、2003-2004 は「外への情報発信」をテーマに掲げました（詳しくは先月のアクセスFSA第12号の[吉野直行センター長のインタビュー](#)をご覧ください）。その具体策の第一弾として慶應義塾大学経済学部で10月11日に行った講義についてレポートします。



1. 「金融庁若手職員」のはずが「率先垂範＋同期頼み」へ

実は、年間目標「外への情報発信」の具体的施策についての内部検討ペーパーには、「金融庁若手職員による大学での講義」と書かれていました。そして当然のように、金融庁内の全ての幹部が賛成でした。現場を預かる筆者は、早速パイロットプロジェクトとして、吉野直行センター長が慶應義塾大学経済学部で行っている講義のうち4コマで講師を務める、という段取りをつけました。

ところが、ところが、ここで難問です。金融庁というところは、昔の日本の役所の良さを体現したようなところで、入庁1年目から15年目くらいまでのやる気のある若手職員が一番難しい仕事をばりばりやっています。これはプロ野球の新人選手なら「開幕即一軍」として、新人採用の時には、自信を持って金融庁をお薦めできるポイントなのですが、実際の若手の生活は、現在の案件に身も心もかかりきり、いわば蛸壺に胸まではまっています。予想通り、彼等にこの講義の話を持って行ったところ、全員「趣旨は大賛成、やりたい気持ちもある。しかし、2・3週間後に頭を整理して講義するのは・・・」という反応でした。筆者自身も数年前まで同じ立場でしたので、彼等の気持ちも良く分かり、新シーズンの目標は早くも頓挫か、となりました。

よく思うのですが、役所で新しいことをやろうと思ったら、「率先垂範」自分でやるのが一番早い、そして困った時には「同期頼み」です。今回も、直ちに作戦を変更、4コマのうち1コマは自分でやり、あとは同期（とその周辺）に頼むことにしました。その結果出来上がったのが、次に掲げる秋のシリーズのカルテットです。

「金融資産市場論」

10月17日(木) 後藤真一 監督局証券課長

11月13日(木) 金井達也 金融庁金融研究研修センター副センター長

「中小企業金融論」

10月20日(月) 太田 充 金融庁監督局総務課協同組織金融室長

11月10日(月) 橘高公久 経済産業省中小企業庁事業環境部金融課長

この4コマの講義は、慶応三田キャンパスの800人入る大教室で経済学部の3、4年生に話すという、やる者にとっては正直言って非常にチャレンジングなものでしたが、学生さん達に素晴らしい熱



意で聞いていただき、講師全員、大変に楽しい 90 分間を過ごすことになりました。筆者の経験をお話する前に、カルテットのメンバーの感想をご紹介します。

後藤証券課長

「大教室であるにもかかわらず、皆さんものすごく真面目に聞いてくれた。不良債権の話をしたが、内容についてもよく勉強していた。講義後個別の質問を受けていたら、あっという間に 30 分経ってしまった。」

太田協同組織金融室長

「皆さんが真剣にノートを取ってくれているので、感銘を受けた。大教室なので、質問をしてもらうのは無理かなと思っていたが、質問も出て、正直楽しい時間だった。」

2. 2ヶ月前「学生さん達全員にどうやって理解し満足してもらうか？」

ここからは、筆者自身の経験を、楽屋裏風にお話しようと思います。吉野センター長の「金融資産市場論」ということで、元気よくお引き受けしたのが、講義の2ヶ月前。まず、同期の後藤君が「銀行の不良債権問題」、筆者が「日本の証券市場」と分担を決めました。

そしてこの時考え始めたこと、それは、「証券市場についての基礎知識が多様な学生さん達全員にどうやって理解し満足してもらうか」、ということでした。経済学部生 800 人を前に話をさせていただけるということは、創立まだ2年半の金融研究研修センターにとってはまたとない機会であり、全ての学生さんに満足してもらいたいと思いますが、証券市場の話というのは、なかなか馴染みない上、深みに入ると直ちにおタクの世界に入りこむという逆の面もあります。さらに経済学部の3、4年生 800 人となると証券市場についてどのくらい知っているのか、考えても考えてもイメージが湧きません。結局、資料としては、「I. 基礎編」と「II. 政策編」の二つを用意して、当日学生さん達に聞いてみることにしました。できあがったレジュメの1ページ目で、段落構成をご覧ください。(資料1)

(資料1)

金融庁シリーズ
(Part 2) 日本の証券市場
平成15年11月13日
金融庁 金井運也
1. 自己紹介+ウォーミング・アップ
I. 基礎編
2. 資産運用手段いろいろ
3. 証券市場の基礎知識
4. 直接金融が重要な理由
5. 日本の証券市場の歴史
II. 政策編
6. 日本版ビッグバン
7. 金融庁の施策
①個人投資家の育成
②投資家の信頼が得られる市場
8. 国際面
9. おわりに



3. 2週間前「金融庁で働いていると当然と考えていることをどう説明するか？」

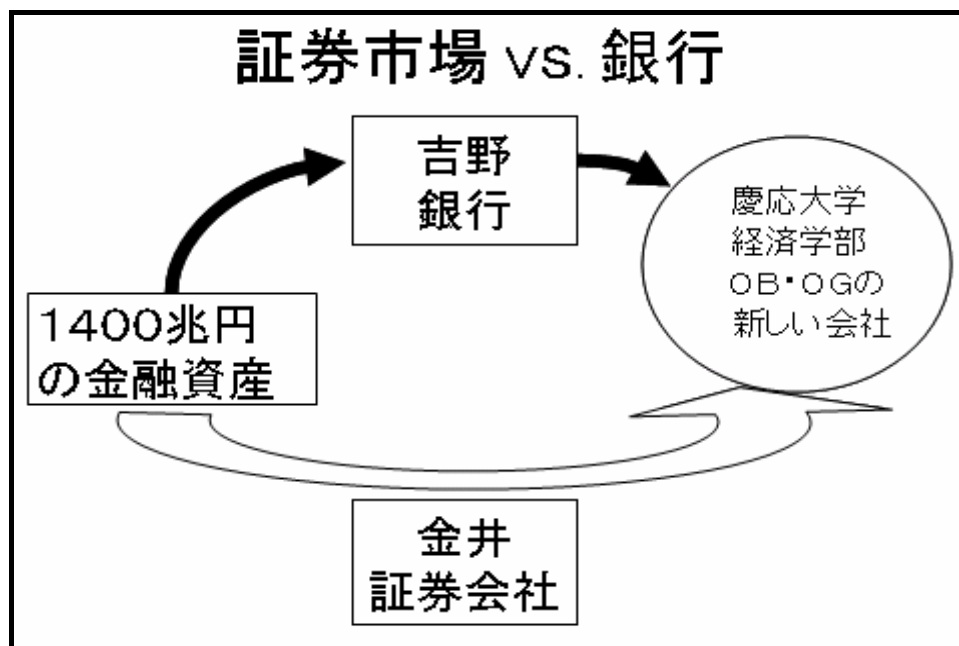
さて、2週間前になると、準備も佳境に入ります。筆者の経験では、大学で90分の講義を一コマやろうと思うと、完全に予備知識がある場合でも準備にまるまる3日間がかかります。資料を作っていると、「ああ、この講義引き受けなければよかった」と何回か心から後悔しますが、それ以外の時は、知的な楽しい時間です。

この頃一番思い悩むのは、「金融庁で働いていると当然と考えていることを、どう分かりやすく説明するか？」です。今回のテーマ、日本の証券市場について言えば、「直接金融市場が拡大することが何故重要か」、あるいは、「市場型金融システムが何故望ましいか」です。金融庁で一生懸命働いていると、この命題を当然としてスタートし、実現するための施策を必死で考えます。

ところでこの命題、「800人の学生さんに、短時間で、分かりやすく」説明しようとなると、意外に考え込みます。平成14年7月12日の「日本型金融システムと行政の将来ビジョン懇話会（いわゆるビジョン懇）」の報告書は「経済がキャッチアップを終了し、何が資金供給に値するか判然としない段階に至れば、情報の収集、チェックが多数の参加者により行われる市場金融モデルが望ましいと考えられる」と述べていますが、これだけでは、30秒で終わってしまいます。あれこれ考え、金融研究研修センターの仲間ともディベートして、講義での説明用に作ったのが資料2です。

実際の講義では、「君等が新しい会社を興すとき、吉野銀行と金井証券で、どちらが仕事の内容理解してくれると思うかい？そしてファイナンスをどちらに頼む？」と何人かの学生さんを当てました。当然講師としては、上記のビジョン懇の考え方通り、「金井証券」という答えを期待してたのですが、何と全員「吉野銀行」。吉野先生の信頼が絶大なのか、熱弁を奮ったつもりの筆者の説得力がまだまだだったのか・・・。

(資料2)



4. 講義当日—金融の話はできるだけ具体的に

そして、11月13日の当日、午後1時から講義開始です。800人の教室はさすがに大きく、高い演壇があって、さながら講演会場のようです。日本の講義は一方的に話すことが多いですが、欧米だと先生が3分話すごとに生徒から質問の手が上がり、講義というよりはディベートのようになります。筆者はこの方式が好きで、何時も教室の中を廻りながら話すのですが、800人はさすがにこれまでで最大です。どうしようかなと一瞬だけ迷いましたが、やはり何時もの通り、ワイヤレスマイクを手に、演壇をおりました。

まずは、ウォーミングアップ、学生さんたちとリズムを一緒にすることが第一歩です。今回は資料



3のような問いに○×を順番に言ってもらいましたが、やはり阪神タイガースの力は絶大、「金融庁内の阪神ファンは、セ・リーグ優勝の際、大祝勝会を開催し、竹中大臣も参加した」というところで大爆笑、すっかり楽しい雰囲気になりました（なお、正解は(1) (2) (3) 全て○です）。

(資料3)

次の文章は正しいでしょうか？○×で答えてください。

- (1) 金融庁が現在最も力を入れている証券市場における政策は、個人投資家の育成である。
- (2) 金融庁は、「新人職員を直ちに第一線で働かせる」という先進的な考え方をとっている
- (3) 金融庁内の阪神ファンは、セ・リーグ優勝の際、大祝勝会を開催し、竹中大臣も参加した。

ところで、金融の話というのは、具体的に話さないとすぐ迷路に入り込んでしまうという難しさがあります。そこで今回は、次に資料4の「運用手段いろいろ」というのを皆にやってもらいました。何人かの学生さんに自分の意見を言ってもらいましたが、予想に反して(?)全員が預金派。後で職場に戻って考えさせられました。

(資料4)

資金運用手段いろいろ

ある週のサッカーくじが大当たり、あなたは2000万円を手に入れました。10年後に使おうと思います。それまで、次のどちらで運用しますか？

- (a) 下の運用方法のうち、気に入った一つで。
- (b) 全ての運用方法に分散して。

運用方法1 普通預金（年利0.001%）

運用方法2 定期預金（年利0.200%（10年大口定期（1千万円以上））

運用方法3 外貨預金（12ヶ月ものドル預金年利0.30%）

運用方法4 郵便貯金（3年以上定額貯金0.06%）

運用方法5 10年利付国債（表面利率1.4%）

運用方法6 TOPIX(東証株価指数-東京証券取引所一部上場1504社へ分散投資)の投資信託

① 株は、長期間をとれば預金よりも高い運用成績を上げるという実証研究が内外にあります。

② TOPIX 最高値 1989年12月28日 2884.80

③ TOPIX 直近 2003年11月6日 1035.57

運用方法7 好きな会社の株式

2002年1年間、東京証券取引所上場の株式で

①一番上昇した銘柄は、49円から178円へ263.27%上昇

②一番下落した銘柄は、307円から45円へ85.34%下落しました

なお、上記の運用方法には、「保護範囲」があります。要約すると次の通りですので、注意してください。

- 1. 普通預金、定期預金、外貨預金 別紙の表（いわゆるペイオフ解禁とはこのことです。なお、外貨預金は預金保険の保護対象ではありません。）
- 2. 郵便貯金法 第三条(国の保証)
政府は、郵便貯金として預入された貯金の払戻し及びその貯金の利子の支払いに係る公社の債務を保証する。
- 3. 国債 満期には国が元本償還します。
- 4. 株式 会社の業績が上がれば株価も上がりますが、事業がうまくいかなければ価値がなくなることもあります。



さて、調子の上がって来たところで本論です。ここで、先刻書いた「学生さん達全員にどうやって理解し満足してもらうか？」という一番大切な点、つまり、何処から話し始めるかを決めなければなりません。今回は、「TOPIX(東証株価指数)」という株価の計算の仕方を知ってるかどうか、正直に手を挙げてくれるかい？」と聞いてみました。TOPIXというのは、東京証券取引所の一部上場株式の時価総額の指数で、証券市場を議論するには最も理論的な株価の指標である一方、日経平均に比べなじみが薄い指標であることも否めません。挙手の結果は知っている学生さんが1割弱。ということで、レジュメの基礎編を中心にやることにしました。

もう一つ、今回の筆者の講義の資料は、90分しゃべるために77ページ用意しました。いくつかの行政処分については、新聞発表の実物も用いました。1分間に1ページのペースで話さなければいけないことになってしまいますが、そんな膨大な資料を作ったのは、「学生さん達に是非、金融庁が使うオリジナルの資料を見て、自分の意見を言って欲しい」と思ったからです。インターネットの時代、報道だけでなくオリジナルも見て、自分の意見を持ち、議論をしてもらいたい、議論を吹っかけてもらいたい、というのが講義の当日筆者が学生さんたちに最も言いたいことでした（意見が、金融庁にどんなに厳しくても、もちろん大歓迎です）。

5. 3分に1回質問される講義を目指して

というわけで、今回の講義も無事に終わり、直前の「何で引き受けたんだろうというすごい後悔」は、「少しでも学生さんたちの役に立ってくれたらいいな」という爽快感に変わりました。苦しいけれど、終わった瞬間に次をやりたくなるのは、なんだか、かつて走っていたマラソンのレースに似ています。

最後に、今回やり残したと思うことを一つだけ書けば、学生さんたちに、授業中にもっと質問をもらって議論のような形でやりたかった、ということでしょうか。先程書いた通り、欧米だと先生が3分話す毎に質問の手が挙げられます。もっともっと工夫して、近い将来ディベート授業を是非とも実現したいと思います。

聞いていただいた慶応義塾大学の皆さん、どうも有難うございました。是非金融庁の業務説明会にも来てください。

最後に、吉野・藤田両先生とそのスタッフの方々、膨大なる資料作りにあたった金融研究研修センターの同僚に心からの御礼を申し上げて筆を置かせていただきます。お読みいただいている皆様と、教室でディベートさせていただく日を楽しみにしております。

(文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解である)

※ 金融研究研修センターは、平成13年7月、金融庁における「研究と研修の効果的な連携」を目的として発足し、金融理論・金融技術等に関する研究を通じて専門的な知識を蓄積しつつ、それを活かした研修等により不断に職員のレベルアップを図っていくための活動を行っています。センターの概要や活動内容等については、ホームページ (<http://www.fsa.go.jp/frtc/index.html>) を御覧下さい。



【金融ここが聞きたい！】

このコーナーは、記者会見における質疑・応答（Q&A）などの中から、金融を巡る時々々の旬な情報をセレクトしてお届けするものです。もっと沢山ご覧になりたい方は、是非、金融庁ホームページの「[記者会見概要](#)」のコーナーにアクセスしてください。

Q： 今般、足利銀行に対して預金保険法第 102 条第 1 項第 3 号措置が適用され、同銀行は特別危機管理銀行となりました。この措置の内容と趣旨を教えてください。

A： この 3 号措置というのは、国がしっかりと管理をして営業を続けて、それで再生して、その後新しい受け皿に引き継がれるという仕組みです。（略）この間預金は全額保護されて、かつ地域に対する影響を最小限にする。この 3 号措置というのは、いわゆる貸し渋りや貸し剥がしが一番起こりにくい措置だというふうに我々考えておりますので、この趣旨に則ってしっかりと運用をしていきたいと思います。

（略）銀行としては債務超過に陥りました。そういう状況の中で、県内に対する影響を一番小さくする方法をいうのを我々としたつもりでおります。銀行は、預金、貸し付けそれぞれの面で県内で約 5 割のシェアを持っております。場合によっては、5 割強のシェアを持っております。そうしたことを考えて、我々としては国がしっかりと管理をして営業を続けてそして再生していくというこの 3 号の措置を、預金保険法 102 条の第 3 号の措置をとったわけです。

（略）選択肢としてはですね、102 条を適用するのかもしれないかという判断がまずあります。我々としては、その判断としては 102 条を適用しないと預金者に負担が及ぶことになるから、102 条はやはり適用すべきであると、これは我々の政策の判断としていたしました。そうなってくると、債務超過の場合に、これは 1 号は適用できませんから、2 号か 3 号かということになります。そうした中で、2 号に比べて今回の場合ですね、3 号を適用するのが適切であるというふうに判断をいたしました。これは金融危機対応会議の中でも出席者の皆さんがその 3 号の措置が適切であるという判断を示されました。

（略）お願いしたいのは、3 号措置というものに関してですね、誤解を持たないでいただきたいということなんです。1 号措置だったらいいんだけど、3 号措置だったら大変なことになるというようなことを仰る方が意外と多いんですが、これ繰り返し言いますが、今回の 3 号措置、つまり一時国有化というのは、何と言っても国がしっかりと管理して営業を続けるということにあります。そしてそれを再生して新たな経営に引き継ぐということにある。預金は全額保護される、地域への影響は最小限に食い止める。それが 3 号措置ですので、この趣旨を正しくご認識いただくというのが大変重要かと思います。

（平成 15 年 11 月 29 日（土） 竹中大臣記者会見抜粋）

Q： 今回の措置に伴って足利銀行の営業はどうなるのでしょうか。融資などは厳しくなるのでしょうか？ また関連して、国の関係省庁連絡会議が設置とのことですが、こういった対応がとられるのでしょうか？

A： 国がしっかりと管理をして、営業を続けていきます。その中で、もちろん健全なところに対する融資は続けられますし、更にはそうした問題を抱えている企業についてもしっかりと再生を行っていくというのが、これは金融機関としての当然の責任であります。即ですね、RCC 送りというようなことを言う人がいますけれども、これはそういうことではありません。しっかりと経営再生して、それで新たな経営に引き継いでいくというのが、この第 3 号の趣旨でありますので、その点もしっかりと理解をしていただきたいと思います。いずれにしても、そういったきっちりとした経営を行う経営者を就任させると、しっかりとかつ我々としてはガバナンスの効くような体制を作っていくということが何よりも重要であると思っております、この措置が上手く機能す



るかどうかは、努めてそこにかかっていると書いても良いと思っています。その点で我々は努力を是非したいと思います。

(略) 関係省庁の連絡会議ですけれども、(略) いろんなことを議論しなければいけないと思いますが、とりわけ政府系金融機関の最大限の活用、中小企業等に対する融資の円滑化の問題、それと各種雇用対策の活用、地域再生のための諸施策、そういうことを私自身はイメージしております。内閣全体で取り組むことですので、他省庁と相談をしなければいけませんが、今申し上げたようなイメージでですね、ぜひ他省庁の協力をいただいて、こういうものをしっかりと機能させたいと思います。

(平成 15 年 11 月 29 日 (土) 竹中大臣記者会見抜粋)

Q： 足利銀行の新頭取が選任されましたが、期待される点はどのようなことでしょうか？

A： (略) 新頭取につきましては、特別危機管理銀行として行うべき業務の重要性に鑑みまして、幅広い方々のご相談をしながら、地域金融、企業再生等に精通した方として、横浜銀行の非常勤取締役である池田 憲人(いけだ のり)氏を選任させていただきました。

(略) 新経営陣につきましては、池田氏に加えて、外部から、例えば地元の経済にお詳しい方、法律の専門家等の観点から選任することを考えておりますが、今後、新頭取のお考えも伺いながら、引き続き人選を進めてまいりたいと思います。

外部からの役員招聘のほかに、若干名の役員について内部登用を考えており、この内部登用の人選は、然るべき時点で新頭取がされることとなります。現在の役員の方々については、基本にご退任頂くこととなりますけれども、当面、現頭取と前頭取を除く現役員の方には暫定的に役員を務めていただくこととしています。

今後、新経営陣の下で、健全化に向けて経営改革を進めまして、企業価値の維持・向上を図り、受皿への円滑な移行を目指すこととなります。受皿への移行までの期間においても、もちろん栃木県を中心とした地域の金融の円滑化、中小企業等の再生に積極的に取り組んでいただきたいというふうに考えております。

これは 11 月 29 日の記者会見でも申し上げたのですが、今後、新経営陣の下で、「経営に関する計画」を作成していただくこととなります。その際には、例えば、経営の方針としまして、経営の合理化等、健全化に向けて経営改革を進めるとともに、地域金融の円滑化、中小企業等の再生に積極的に取り組むこと。更には、ガバナンスの強化、透明性の確保を図る観点から、来年 6 月の定時株主総会時に「委員会等設置会社」に移行すること。そして、業務運営の適切性・透明性の確保の観点から、融資、資産処分等の業務の適切性を監査するために、法律・会計の専門家から成ります「業務監査委員会」を設置すること、等を盛り込んでいただきたいと考えております。

また、経営改革を進めるに当たっては、抜本的な経営合理化策が必要でありまして、今般の特別危機管理開始決定という事態に立ち至ったことも踏まえ、先般のりそな銀行並みあるいはそれ以上の合理化が求められると思います。このため、「経営に関する計画」には、現行の経営健全化計画を大幅に上回る人員及び人件費の削減、営業経費の徹底的な削減、組織のスリム化等を盛り込んでいただきたいと考えています。

特に、従業員の年収の水準については、りそなの場合、賞与不支給を含め 3 割程度の削減を行っておりますが、当行についても、こうした努力が必要であるというふうに思っています。

更に、経営責任の追及については、経営直轄の独立した調査組織として、弁護士等を委員とします「内部調査委員会」を設置していただきたいと考えております。

冒頭にも申し上げましたが、本日選任された新頭取におかれては、適切な業務運営を確保しながら、健全化に向けて経営改革を進めて、企業価値の維持・向上に努めるとともに、地域金融の円滑化、中小企業等の再生に積極的に取り組んでいただきたいというふうに思っています。

当行としまして、新頭取をしっかりとサポートしていきたいと考えている次第であります。

(平成 15 年 12 月 16 日 (火) 竹中大臣記者会見抜粋)



Q： 今回の足利銀行の件は特殊なケースだったのでしょうか？ 他の地域金融機関は大丈夫なのでしょうか？

A： 我が国の金融システムについては、金融再生プログラムに掲げた施策の着実な実施により主要行を中心に不良債権処理は順調に進捗をしてきており、その一層の強化が図られているところであります。また、中小地域金融機関につきましては、中小企業の再生と地域経済の活性化を図ることで、不良債権問題も同時に解決することを目指し取組みを着実に進めているところです。このような諸施策の進捗の中で、大変遺憾なことでありますが、今般足利銀行から 15 年 9 月期決算において債務超過となる旨の報告がありました。（略）ご承知のように、大手の不良債権は着実に減っていると、地域の金融機関についてもリレーシヨシップバンキングの取組みの中で健全な方向を今目指して進んでいる。

（略）今般の 9 月の決算で全ての銀行が自己資本を十分に健全基準を満たしているという報告がなされています。その点からいきますと、この銀行はやっぱり極めて特殊な状況にあったというふうに思います。こうした状況がもちろん広がらないように我々としては引続きしっかりと見て行きたいと思いますが、現時点においてこういうことが懸念される銀行はないと、他にないと、このことははっきりと認識をしております。

（平成 15 年 11 月 29 日（土） 竹中大臣記者会見抜粋）

<関連リンク集>

※ 平成 15 年 11 月 29 日の金融危機対応会議以後の竹中大臣記者会見については、金融庁ホームページの「記者会見概要」から

- ・ [平成 15 年 11 月 29 日（土）](#)
- ・ [平成 15 年 12 月 2 日（火）](#)
- ・ [平成 15 年 12 月 5 日（金）](#)
- ・ [平成 15 年 12 月 9 日（火）](#)
- ・ [平成 15 年 12 月 12 日（金）](#)
- ・ [平成 15 年 12 月 16 日（火） 1](#)
- ・ [平成 15 年 12 月 16 日（火） 2](#)
- ・ [平成 15 年 12 月 19 日（金）](#)

の会見をご覧ください。

※ 「金融危機対応会議第 2 回会議 審議結果」及び「内閣総理大臣の談話」については、金融庁ホームページの「報道発表など」から [「\(株\)足利銀行に対する「経営監視チーム」の設置について」](#)（平成 15 年 11 月 29 日）にアクセスしてください。

※ 第 2 回金融危機対応会議の議事要旨及び会議資料については、金融庁ホームページの「報道発表など」から [「第 2 回金融危機対応会議議事要旨及び資料」](#)（平成 15 年 11 月 29 日開催）（平成 15 年 12 月 25 日）にアクセスしてください。

※ 足利銀行の特別危機管理開始決定に伴う金融庁及び関係各省庁等の対応について、詳しくは金融庁ホームページの「報道発表など」から [「足利銀行の特別危機管理開始決定に伴う金融庁の対応について」](#)（平成 15 年 12 月 12 日）にアクセスしてください。

※ 足利銀行の検査結果について、詳しくは金融庁ホームページの「報道発表など」から [「\(株\)足利銀行の検査結果について」](#)（平成 15 年 11 月 29 日）にアクセスしてください。

なお、足利銀行の特別危機管理開始決定については、アクセス F S A 本号の [「トピックス：足利銀行に対する預金保険法第 102 条に基づく金融危機に対応するため の措置（特別危機管理）の必要性の認定及び同行に対する特別危機管理開始決定等について」](#)にて詳しく掲載しております。



【金融便利帳】

※ このコーナーは、とかく専門的でわかりにくい金融に関する用語や様々な疑問について、わかりやすく解説するものです。

今月のキーワードは「**預金口座**」です。

➤ 日常的に銀行を利用されている方でも、「預金口座」とは何か?と改めて考えることは余りないかも知れません。「預金口座」の定義は、預金取引先別に預金勘定を記入した元帳区分のこと、ということになるようです。口座には必ず口座番号が付いており、金融機関の内部では預金の種類や取引先別に分類整理がなされるのが通常です。

➤ 預金の基本的な種類としては、例えば以下のようなものが挙げられます。

当座預金・・・・・・ 預金者が振り出した手形・小切手の支払資金として用いられる預金で、利息は付きません。

普通預金・・・・・・ 預金者が必要に応じ、自由に預金を預け入れたり、払い戻しを請求できる預金で、当座預金のように手形・小切手の支払いには使えませんが、口座振替など資金決済にも多く用いられます。

通知預金・・・・・・ 預金を預け入れた後、一定の据置期間（払い出しできない期間）が決められ、払い戻す際にもあらかじめ予告が必要となることを条件として、普通預金より高い利率の利息が付く預金で、法人の余裕資金の一時的な運用に利用されることが多いようです。

納税準備預金・・・・ 納税に充てる資金をプールしておくための預金で、預金利率や課税上の優遇措置が講じられています。

貯蓄預金・・・・・・ 口座振替に使えないことなどを条件として、普通預金より高い利率の利息が付く預金です。

定期預金・・・・・・ あらかじめ期間を決めて預け入れ、その期間が満了するまでは原則として払い戻しができない預金です。普通預金などと比べて高い金利が付くため、貯蓄を目的として利用されることが多いようです。

別段預金・・・・・・ 雑預金とも呼ばれ、本来は預金商品ではなく、金融機関が一時的な保管金や整理金などをプールしておくためのもので、通常は利息は付きません。

注) ①要求払いであること、②決済サービスを提供できること、③金利をつけないことの3つの条件を満たす預金を「決済用預金」といいます。例えば、当座預金や無利子の普通預金のようにこれらの条件を全て満たす預金は、決済用預金として預金保険法上全額が保護されます。

※ 新しい預金保険制度について、もっと詳しくお知りになりたい方は、アクセスFSA第2号の[「金融便利帳：ペイオフ」](#)にアクセスしてください。

➤ 近年では、金融機関も顧客のニーズに合わせた独自の商品を開発するなど商品も多様となり、窓口でも多彩な名称の預金商品が販売されていますが、この名称は金融機関独自の商品名、いわば愛称であることが多いと思われますので、それが上記の種類のうちどれに該当するのかは、直接金融機関の窓口でお尋ねください。

➤ 金融商品としての預金の特徴は、原則として元本保証がある（外貨建てで行う預金、いわゆる外貨預金の場合、為替差損により結果的に元本割れとなることがあり得ます）ことです。また仮に、金融機関が経営破たん陥った場合でも、一定範囲までは預金保険制度により保護がなされています。

なお、金融機関以外の者が預金の受け入れを行うことは、法律（「出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律」）により禁じられています。

➤ 一方、最近、使用してもいないアダルトサイトの料金の支払いや、借りてもいないお金の返済を求める脅迫的な内容の文書を送りつけ、指定した口座に振り込ませてお金を騙し取る「**架空請求**」や、



高齢者のお宅に電話し、氏名は名乗らず「おれ（私）だけど」といって息子や孫だと思わせ、「交通事故を起こしてしまってお金が必要」などと話して、これも振り込ませってお金を騙し取る「**オレオレ詐欺**」といった悪質な犯罪が多く発生しています。これらの手口には、被害者からお金を受け取る手段として金融機関の**預金口座**を悪用しているという共通点があります。

- また、近年深刻化するテロリズム対策や、麻薬・銃器等犯罪を防止するための**マネー・ロンダリング**対策が国際的な緊急の課題となっていることを受けて、これらを防止するため、平成 15 年 1 月 6 日から施行された「**金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（本人確認法）**」により、金融機関は顧客の預金口座の開設等を行うに際して、運転免許証などの公的証明書により顧客の本人特定事項（顧客が個人である場合は当該顧客の氏名、住居及び生年月日、顧客が法人である場合は当該顧客の名称及び本店又は主たる事務所の所在地）を確認することが義務付けられています。

※ 本人確認法について、もっと詳しくお知りになりたい方は、金融庁ホームページの[「本人確認法について」](#)のコーナーにアクセスしてください。

- なお、[マネー・ロンダリング（資金洗浄）](#)とは、犯罪で得た『汚れた資金』（犯罪収益）を、あたかも正当な取引で得た『きれいな資金』であるように見せかけるため、その出所を隠したりする行為であり、金融機関等を利用して行われることが多いのが特徴です。中でも銀行口座（預金口座）を利用して行われることが多く、例えば、

- ・ 前述の「架空請求」、「オレオレ詐欺」等の事案では、被害者からの入金を受け取るために特定の口座を指定し、その口座にお金を振り込ませ、振り込まれたお金を直後に A T M 等で出金したり、他の口座に振込・振替等を行う
- ・ 自分の名前や住所等を第三者、特に捜査機関等には知られたくない犯罪者が、架空の名前で偽の健康保険証等を作成したり、実在する他人の名前を無断で騙るなどして口座を開設したり、あるいは他人が正規に開設した口座を買う（**口座売買**）などして、他人名義の口座を手に入れ、その口座に犯罪収益を振り込む

といったことが行われています。

こうしたマネー・ロンダリングを防止するための主要な手段の一つとして、マネー・ロンダリングと疑われる取引の届出を金融機関等に義務付ける「疑わしい取引の届出制度」がありますが、金融庁では、マネー・ロンダリングと疑われる取引の典型例を[「疑わしい取引の参考事例」](#)として公表しており、先の違法な行為等に関連して

- ・ 「多数の者から頻繁に送金を受ける口座に係る取引。」特に、送金を受けた直後に当該口座から多額の送金又は出金を行う場合。
- ・ 「架空名義口座又は借名口座であるとの疑いが生じた口座を使用した入出金」
- ・ 「匿名又は架空名義と思われる取引と思われる名義での送金を受ける口座に係る取引」

についても、特に注意を払うべき取引として例示しています。

- また、金融機関に対しては、本人確認の厳格化以外にも、口座の名義人が存在しない（つまり架空預金である）ことが明らかになった場合や、口座の売買が行われている場合、また法令や公序良俗に反する行為に利用され、若しくはその恐れがあると認められた場合には、預金規定に基づき迅速かつ適切に預金取引を停止したり、または預金口座を解約するなどの取組みを行うよう求めています。

注）預金規定とは、預金者と金融機関との間に預金取引が成立した場合に双方が遵守すべき事項をまとめた、いわば預金取引契約書とでもいうべきものです。

- 預金口座は、資金決済や貯蓄の手段として大きな社会的役割を担っており、金融庁はこれまで述べましたような取組みを通じ、関係各機関とも連携を図りながら、預金口座の不正利用などに対して厳正に対応しているところです。

※ 口座の不正利用に対する金融庁の取組みについてももっと詳しくお知りになりたい方は、金融庁ホームページの「報道発表など」から「事務ガイドライン（第一分冊：預金取扱い金融機関関係）の一部改正について（平成 15 年 9 月 12 日）」より[「“ヤミ金融業者等による不正な預金口座の利用をなくすために”](#)」のページへアクセスしてください。



【お知らせ】

○ 「金融経済教育を考えるシンポジウム」の開催（参加者募集中）

金融経済教育の重要性についての理解を深めるため、金融庁の主催により、教育関係者及び金融教育を推進しているNPO関係者などを対象に「金融経済教育を考えるシンポジウム」を開催します。

参加をご希望の方は、郵便番号、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記のうえ、金融庁ホームページから、またはハガキ、FAXによりお申し込みください。

- 開催日時 平成16年1月31日(土)(午後1時30分～4時00分)
- 開催場所 津田ホール(東京都渋谷区千駄ヶ谷1-18-24)
- パネリスト(順不同) ○ プレゼンテーション(順不同)
 - 新井 明(都立国立高等学校教諭) 大学生
 - 伊藤元重(金融知力普及協会理事長) 高校生
 - 柳谷 孝(野村證券専務執行役) 高校教諭
 - 竹中平蔵(金融担当大臣) 赤田英博(日本PTA全国協議会会長)
- コーディネーター：野中ともよ(ジャーナリスト)
- 定 員 300名程度(参加費 無料)
- お申し込み・お問い合わせ
金融庁ホームページからの申し込み：<http://www.fsa.go.jp/symposium160131.html>
ハガキ・FAXによる申し込み先
「金融経済教育を考えるシンポジウム」事務局
〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町8-1(金融知力普及協会内)
FAX：03-5644-1570
申し込みに関する問い合わせ先：03-5644-1637

※1 申込み後、参加証を送付いたしますので、当日は必ずご持参下さい。

※2 席に限りがありますので、定員になり次第、受付を締め切らせていただきますので、あらかじめご了承ください。

○ 大臣・副大臣への質問募集中

本号では休載させていただきましたが、アクセスFSAでは、読者の皆様から寄せられた金融を巡る大臣や副大臣へのご質問に、大臣・副大臣が直接お答えする【**竹中大臣に質問！**】【**伊藤副大臣に質問！**】のコーナーを設けております。「金融庁のやっている金融行政って、よくわからないんだけど、大臣・副大臣にこんなことを、是非、直接聞いてみたい！」というご質問がございましたら、金融庁ホームページの「**ご意見箱**」にお寄せください。その際、ご意見箱の**件名**の欄には、必ず「**大臣に質問**」あるいは「**副大臣に質問**」とご記入ください。また、**本文**の欄に**ご質問の内容**をご記入下さい。ご意見箱のコーナーには、「45行以内」とありますが、「大臣に質問」、「副大臣に質問」の場合には、ご質問の趣旨を明確にさせていただくために、恐縮ですが**100字以内**に収めていただきますようお願いいたします。お寄せいただきましたご質問の中から1問選定させていただき、「アクセスFSA」において大臣または副大臣の回答を掲載させていただきます。大臣・副大臣へのご質問がございました方は、「ご意見箱」へどうぞ。また、「大臣・副大臣への質問募集中」にもアクセスしてみてください。

○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ホームページでは、**新着情報メール配信サービス**を行っております。皆様のメールアドレス等を予めご登録いただきますと、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、「新着情報メール配信サービス」へどうぞ。



【11月の主な報道発表等】

- 5日(水) [アクセス](#) ・ 第11回金融審議会金融分科会第一部会開催
- 6日(木) [アクセス](#) ・ 日本興亜生命保険㈱、日本興亜損保㈱及びピーシーエー生命㈱に対する行政処分
[アクセス](#) ・ 「資金洗浄対策の観点から監視を強化すべき取引について」の発出
- 10日(月) [アクセス](#) ・ 日興コーディアル・アドバイザーズ株式会社に対する投資一任契約に係る業務の認可
- 12日(水) ・ 全国財務局理財部長会議開催
- 13日(木) [アクセス](#) ・ 貸金業に係る実態調査結果の公表
- 14日(金) [アクセス](#) ・ 特別検査のフォローアップ結果の公表
[アクセス](#) ・ りそなホールディングス・りそな銀行の経営健全化計画の見直しの公表
- 17日(月) [アクセス](#) ・ 住友不動産投資顧問株式会社に対する投資法人資産運用業務の認可
[アクセス](#) ・ 「公認会計士法施行令の一部を改正する政令（案）、公認会計士等に係る利害関係に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）及び財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」の公表（パブリック・コメント）
[アクセス](#) ・ 「専門職大学院における会計教育と公認会計士試験制度との連携について」（金融審議会公認会計士制度部会専門的教育課程についてのワーキングチーム報告）公表
- 18日(火) [アクセス](#) ・ 株式会社りそなホールディングス、株式会社りそな銀行の産業活力再生特別措置法に基づく事業再構築計画の変更認定
- 19日(水) [アクセス](#) ・ アールジーエー・リインシュアランス・カンパニーに対する外国損害保険業の免許
- 21日(金) [アクセス](#) ・ 第12回金融審議会金融分科会第一部会開催
- 25日(火) [アクセス](#) ・ 主要行の平成15年度中間決算について《速報ベース》
第23回金融トラブル連絡調整協議会の開催
- 27日(木) [アクセス](#) ・ 東京ゼネラル株式会社に対する行政処分
- 29日(土) [アクセス](#) ・ ㈱足利銀行に対する「経営監視チーム」の設置
[アクセス](#) ・ ㈱足利銀行の検査結果の公表

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、[アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。

